

令和5年4月23日執行 辰野町議会議員一般選挙における
当選人更正決定までの経過について

令和5年4月23日執行の辰野町議会議員一般選挙で当選した本多慶司氏（以下「当選人」という。）の当選無効を求める異議申出が、辰野町選挙管理委員会（以下「町選管」という。）に提出され、同年5月1日付で受理しました。

公職選挙法では、町議会議員の被選挙権について、引き続き3か月以上町内に住所を有することを要件の一つとしており、当選人について住民登録上の住所地である辰野町横川地区での居住実績が不明なため、選挙結果に異議を申し出るといった内容のものです。

立候補届出の受理については、最高裁判所の判例で、「選挙長は、立候補届出および推せん届出の受理にあたっては、届出の文書につき形式的な審査をしなければならないが、候補者となる者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、被選挙権の有無は、開票に際し、開票会、選挙会において、立会人の意見を聴いて決定すべき事柄である。」とされており、立候補届出には必要事項の記載及添付書類が具備されていたため、受付をし、当該選挙の選挙会では、立会人からの意見は特になく選挙結果を決定しました。

また、公職選挙法で要件とする住所とは、単に住民登録上の住所ではなく、各人の生活の本拠をいい、住所の認定は、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を統合して行うものとされており、「選挙権の要件としての住所については、その人の生活にもっとも関係の深い一般生活、全生活の中心をもってその住所と解すべきで、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離すべきではない」との最高裁判所の判例等があります。

町選管では、辰野町の顧問弁護士に依頼し、本件について関係法令と判例等に照らして、調査検討を行いました。

その際、異議申出人より、横川地区の住民からの情報が申出の根拠であるとの説明をいただきました。

当選人からは、代理人の弁護士を通じ、「住民登録上の住所地には居住していなかったが、令和5年4月から指定管理者となった会社の代表として営業開始までの準備のため滞在していたたつのパークホテルを生活の基盤としていた。町内で生産された農産物等の食材を同社が首都圏に展開する店舗で使用販売する業務のため、東京のホテルに寝泊まりしていたが、生活や事業の基盤は辰野町内にあった。」とする主張の回答と、証拠書類として、町内本社の電気・水道料金、ホテルの宿泊記録、コンビニ等領収書の提出がありました。

以上について審理した結果、町選管では、職業上、辰野町と首都圏を往復する生活を常とする当選人の住所について、最高裁判例の観点からすると「当選人が主張する生活

や事業の基盤である辰野町の範囲にあった。」と認められることから令和5年7月11日、当選人の当選は有効とし、異議申出を棄却する決定をしました。

その後、令和5年7月24日、長野県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）に対し、この決定の取り消しと当選人の当選を無効とする裁決を求める審査の申立てがありました。

県選管の審理の中では、当選人から、町選管の異議申出に対する調査回答にはなかった「住所要件が必要であることは承知していたが、住民票があればいいと思っていた。居住実態もゼロではなかったので大丈夫との認識だった。」、「東京での滞在中は、オフィスのほか妻子の居宅で寝泊まりをし、休日もほとんどこの居宅に寝泊まりしていた。」との説明があったこと等から、県選管は、客観的な生活の本拠たる実態を町内に具備していなかったとして、令和5年10月26日、町選管の決定の取り消しと当選人の当選を無効とする裁決を下しました。

「裁決は、関係行政庁を拘束する」と規定されており、町選管は、その内容に抵触する処分はできないものとされ、選挙人等からの裁判所への訴訟提起がなければ、県選管の裁決に従うものとされております。

この裁決に対する訴訟提起期間を経て、当選人の当選無効が確定したことから、町選管では、令和5年12月13日に更正決定のための選挙会を開催し、次点の樋口博美氏を当選人に決定しました。

※ 立候補届（宣誓書）についての検討

立候補届出の際に提出された宣誓書の記載事項（住所に関する要件を満たす者であると見込まれること）に関しては、当選人は、辰野町に住所があるものと認識した上で届け出たものである以上、故意に虚偽の申告をしたことにならず、公職選挙法に定める虚偽宣誓罪（故意犯が対象）の告発の対象とはならないと判断しました。